

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 12 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 5 月 19 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
えびかご漁業	1 隻	定めなし	定めなし	青森県日本海沖合海域とする。ただし、西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位310度の線と西津軽郡深浦町舨作崎灯台中心点から正西の線とによつてはさまれた区域及び北緯40度30分以南の区域を除く。	7 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡中泊町に住 所を有する者 2 青森県知事の登録を 受けた漁船の使用者 3 青森県日本海えびか ご協議会に所属する者	令和 7 年 5 月 19 日から 令和 7 年 6 月 13 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）使用できるかご数は、450 個以内とする （２）次に掲げる区域においては、次の期間えびかご漁業の操業をしてはならない （禁止区域 A） 次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ 4 直線によつて囲まれた区域のうち、北津軽郡中泊町小泊岬北灯台から真方位 285 度の線以北、水深 200 メートル以深の区域 ①基点 北津軽郡中泊町小泊岬北灯台 ②点の位置 イ 基点から磁針方位 270 度 8.5 哩の点 ロ 基点から磁針方位 270 度 12 哩の点 ハ 点ロから磁針方位 320 度の線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点 ニ 点イから北海道松前郡松前町ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点 （禁止期間）12 月 1 日から翌年 2 月末日まで （禁止区域 B） 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 285 度の線以北における水深 200 メートル以浅の区域 （禁止期間）周年 （区域 C－1） 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点正西の線と同灯台中心点から真方位 285 度の線にはさまれた区域のうち水深 250 メートル以深の区域

							(禁止期間) 11 月 15 日から翌年 4 月 30 日まで (禁止区域 C－2) 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点正西の線と同灯台中心点から真方位 285 度の線にはさまれた区域のうち水深 250 メートル以浅の区域 (禁止期間) 周年 (禁止区域 D－1) 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度の線と同灯台中心点正西の線にはさまれた区域のうち水深 250 メートル以深の区域 (禁止期間) 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで (禁止区域 D－2) 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度の線と同灯台中心点正西の線にはさまれた区域のうち水深 250 メートル以浅の区域 (禁止期間) 周年 (禁止区域 E－1) 西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位 335 度の線と北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度の線及び陸岸によって囲まれた区域のうち水深 250 メートル以深の区域 (禁止期間) 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで (禁止区域 E－2) 西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位 335 度の線と北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度の線及び陸岸によって囲まれた区域のうち水深 250 メートル以浅の区域 (禁止期間) 周年 (禁止区域 F－1) 西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位 310 度の線、西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位 335 度の線及び北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度の線にはさまれた区域のうち水深 280 メートル以深の区域 (禁止期間) 3 月 16 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 11 月 30 日まで (禁止区域 F－2) 西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位 310 度の線、西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位 335 度の線及び北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 245 度
--	--	--	--	--	--	--	---

								の線には含まれた区域のうち水深 280 メートル以浅の区域 (禁止期間) 周年 (禁止区域G－1) 西津軽郡深浦町舳作崎灯台中心点から正西の線と北緯 40 度 30 分の線とには含まれた区域のうち水深 250 メートル以深の区域 (禁止期間) 9 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (禁止区域G－2) 西津軽郡深浦町舳作崎灯台中心点から正西の線と北緯 40 度 30 分の線とには含まれた区域のうち水深 250 メートル以浅の区域 (禁止期間) 周年 (3) 操業に当たっては、「青森県日本海沖合におけるえびかご漁業に関する操業協定書」及び「覚書」の協定内容を遵守しなければならない
--	--	--	--	--	--	--	--	--